## (様式第4号)

# 令和4年度 鳥取市有料老人ホーム立入検査実績書

有料類型	指摘 · 指導 事 項	指摘事項
住宅型	協力医療機関との協力内容を取り決めておくこと。	指針9 (9)
住宅型	運営懇談会について、管理費、食費等の収支の内容等についても報告すること。	指針9 (11)
住宅型	管理規定に料金改定のルールを記載すること。	指針13 (2)
住宅型	体験入居について、サービス内容や期間、料金等 を重要事項説明書に記載すること。	指針13 (5)
住宅型	勤務表について、併設介護事業所との勤務形態が 区別されていないため、勤務表等を用いて明確に 区別すること。	指針10(2)
住宅型	職員に対して、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。	指針8 (2)
住宅型	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を作成し、従業者に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する等、必要な措置を講ずること。	指針8(3)イ
住宅型	管理規程、契約書ならびに重要事項説明書について、内容を整理し最新のものに改めること。	指針9 (1) 、指針13 (2) 、指針13 (4)
住宅型	非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関へ の通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に 従業者へ周知すること。	指針9 (6)
住宅型	定期的に避難訓練を実施すること。	指針9 (6)
住宅型	入居者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、 医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決 めておくこと。	指針9 (9) ア
住宅型	定期的に運営懇談会を開催すること。	指針9 (11)
住宅型	献立表を入居者の見やすい場所に掲示すること。	指針10(1)ア
住宅型	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に一回以上開催すること。	指針10(7)ア
住宅型	身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 と。	指針10(7)イ
住宅型	介護職員その他の従業者に対して、身体的拘束等 の適正化のための研修を定期的に実施すること。	指針10(7)ウ

## (様式第4号)

# 令和4年度 鳥取市有料老人ホーム立入検査実績書

有料類型	指	摘 •	指	導	事	項	指摘事項
住宅型	最低30年 計画につい うこと。	E以上の長いて、少な	期的な資 くとも:	資金収支 3 年ごと	で計画	及び損益 直しを行	指針11(3)イ
住宅型	パンフレッ スが掲載さ のに改める	られたまま	て、すっ になっっ	でに廃业 ているた	され	たサービ 最新のも	指針13(6)イ
住宅型	相談窓口、 ける苦情を いて、内容 示すること	と処理する ドを最新の	2 17 1-=	# 12 7 14	ь ш о	Lum - 1 -	
住宅型	事故が発生事態が生じ 徹底を図る	た場合の	改善策に	こついて	危険、職	性がある 員に周知	指針13(8)ア(イ)
住宅型	事故発生の 研修を定期			員会及び	「職員	に対する	指針13 (8) ア (ウ)
住宅型	消防設備点り実施する		ては、気	主められ	した期	間のとお	指針6 (3)
住宅型	管理者の勤	務につい	ても勤務	秀表に記	載する		指針10 (2)
住宅型	入居者に携 ておくこと		ービスの	の内容に	こつい	て記録し	指針9 (3)
住宅型	運営懇談会 内容に整合	ミについて 性がない7	、重要を	事項説明(めるこ	書と	契約書の	指針9 (11) 、指針13 (4) ア
住宅型	介護居室を の手続きを しておくこ	入居契約					指針13 (2)
住宅型	事故発生の整備するこ		めの委員	員会につ	いいて	、記録を	指針13 (8)
住宅型	体験入居を 前に体験/ ついて、サ 説明書に記	、居の機会 トービス内	を確保で容や期間	1-7 - 1	11.	EV	指針13 (5)
住宅型	入居者の金 承諾を書面			とについ	いての	依頼又は	指針10(1)
住宅型	い身体拘束  複数見受け	れているたまないがん。 非代ないがんといいでもれた。 かられいかである。 はいいないである。 はいいないである。 はいないないである。 はいないないできる。 はいないできる。 はいないできる。 はいいないできる。 はいいないできる。 はいいないできる。 はいできる。 はいできる。 といできる。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっ	が、切ざり (身体的) 一得なり それたり につい	性(本 <i>)</i> たされる 東身体的 に(体れて 人) し、十分	入のります かいまま 大ののは能外が由る 検	他の利用 性が発替的した でするなが	指針10(5)

## (様式第4号)

## 令和4年度 鳥取市有料老人ホーム立入検査実績書

有料類型	指 摘 · 指 導 事 項	指摘事項
住宅型	身体拘束を実施する際、様態、時間、利用者の状 況等を記録すること。	指針10 (6)
住宅型	誤薬・服薬もれについても事故報告書の対象となるため、利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って速やかに鳥取市へ報告を行うこと。	指針13 (8)
有料該当サ 高住	運営懇談会が開催にあたっては、管理費、食費等の収支の内容についても報告すること。	指針9 (11)
有料該当サ 高住	体験入居を希望する入居希望者に対し、契約締結前に体験入居の機会を確保すること。体験入居について、サービス内容や期間、料金等を重要事項説明書に記載すること。	指針13 (5)
有料該当サ 高住	勤務表について、併設介護事業所との勤務形態が 区別されていないため、勤務表等を用いて明確に 区別すること。	指針10 (2)
有料該当サ 高住	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に一回以上開催すること。	指針10 (7)
有料該当サ 高住	運営懇談会の構成員に管理者も含めること。また、運営懇談会の開催にあたっては、管理費、食費等の収支の内容についても報告すること。	指針9 (11)
有料該当サ 高住	事故発生の防止の委員会を定期的に行うこと。	指針9 (11)
有料該当サ 高住	夜間帯に緊急時に対応できる数の職員を配置する こと。	指針10 (2)
有料該当サ 高住	健康診断を実施していない職員が見受けられたため定期的に健康診断を実施すること。	指針8 (3)